

NPO日本消化器がん検診精度管理評価機構

平成24年度秋期理事会議事録

1. 日時：平成24年11月17日(土曜日) 13:00～13:50
2. 場所：杏林大学医学部第二病棟臨床講堂
3. 出席者数：理事総数67名中52名参加、そのうち会議出席22名、書面表決30名

会議出席者22名、議決権行使書による表決者30名であることから、本理事会における審議は成立することが事務局水谷勝理事より宣言された。

次いで、定款第34条に従い、本理事会の議長には細井董三理事長が指名された。また、議事録署名人には八巻悟郎理事、出島毅理事が推挙され全会一致で承認された。

引き続き細井議長が開会を宣言した。

本議事録には、議事の進行にそって第1号議案(審議案件)と審議結果および第2号議案(報告案件)を順に記した。

なお、初出を除いて発言者氏名は略した。

第I部

審議案件

- 1 第1号議案：胃がんX線検診資格審査制度規程および胃がんX線検診読影部門B資格検定制度規程案
馬場保昌胃X線検診精度管理・評価委員会委員長から、吉田諭史理事に説明依頼があった。吉田理事より、来春に読影部門B資格検定制度試験を開催し、今後は技術A資格検定制度試験等の上位資格試験も同時に実施していくにあたり、技術部門と読影部門の規程を一つにした「胃がんX線検診資格審査規程」を起案した。また「胃がんX線検診読影部門B資格検定制度規程」を新たに起案したので審議をお願いしたいと説明した。
続いて審議に入り、決が採られ、出席理事22票、議決権行使書30票の賛成により、本案は可決された。
- 2 第2号議案：新任理事候補の件
水谷理事より当法人の目的事業の遂行を円滑に実施するために剛崎寛徳医師、草加勝康医師、および当法人の支部技師代表を努める柏木秀樹技師、石本裕二技師の4名を新任理事候補者とする案が運営委員会にて起案されたので審議をお願いしたいと説明した。
続いて審議に入り、出席理事22票、議決権行使書30票の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。
- 3 第3号議案：関東甲信越支部技師代表候補の件
木村俊雄支部運営委員会副委員長が説明した。これまで関東甲信越支部の技師代表を佐藤清二理事が任務して来たが、胃X線検診精度管理・評価委員会副委員長を兼務しており、昨年度から開始した技術B資格検定制度試験等により職務が大幅に増加していることから、支部運営委員会では中村祐二郎氏を新任関東甲信越支部技師代表とすることを提案した。
続いて審議に入り、出席理事22票、議決権行使書30票の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

第II部

報告案件

4 第4号議案：平成24年度技術部門B資格検定試験における試験問題落丁についての報告

佐藤胃X線精度管理・評価委員会副委員長が説明した。筆記試験問題落丁発覚までの経緯について説明があった。試験開始時間は遅れたものの100分間の試験時間は確保され、試験問題の漏洩は無かったことより、本検定試験は公正に行われたと判断したと述べた。受験者へは当法人ホームページ上にこのたびの経緯と謝罪文を公示すると説明した。今後の対策として、印刷業者との全数全品検査作業を含む契約を締結すること、各支部から1名ずつ筆記試験問題作成委員を選出し全数全品のダブルチェック作業を行うことを説明した。

5 第5号議案：平成23年度決算書の報告

鶴田恭央副事務局長が説明した。(詳細につきましては別途改めてご報告いたします)。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成24年11月

議 長 理事長 細井 董三
議事録署名人 理事 八巻 悟郎
理事 出島 毅

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

胃がん X 線検診資格審査制度規程 (理事会審議案)

(目的)

第 1 条

本規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 (以下、NPO 精管構) が胃がん X 線検診資格審査制度により、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診に関し、適正な撮影技術や適正な読影および読影の補助知識を有する医師、診療放射線技師あるいは診療エックス線技師をおくことで検診精度の安定と向上をはかり、ひいては国民の健康に寄与することを目的とする。

(資格審査と証明証)

第 2 条

1. NPO 精管構は、部門別水準別に定める「検定制度規程」および「資格基準」に従って各種資格審査を実施し、資格審査に合格し所定の手続きを完了した者に対して該当資格の「合格証明証」および「資格証明証」発行することができる。

2. 前項の「合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診に関する所定の「資格基準」を満たしたことを証明するものである。

3. 前々項の「資格証明証」は、胃がん X 線検診に関する所定の「資格基準」を満たしたことを NPO 精管構が独自に公認するものである。

(申請資格と資格審査の手続き)

第 3 条

1. 資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

(1). 日本国の医師免許証ないしは診療放射線技師免許証ないしは診療エックス線技師免許証を有していること。

(2). 部門別水準別の「検定制度規程」に定められた申請書類一式と資格審査料の振替払込請求書兼受領証の写を、所定の期日までに所定の方法で NPO 精管構に提出すること。

2. NPO 精管構は提出された申請書類一式とその記載事項を点検し、必要な場合には資格審査を受けようとする者に修正を依頼することができる。

(資格審査料)

第 4 条

1. NPO 精管構は、本規程と部門別水準別に定める「検定制度規程」に従って、資格審査料および資格審査に関する費用を定めることができる。

2. いったん納入された資格審査料および資格審査に関する費用は返還しない。

(資格審査の実施)

第5条

1. 資格審査は部門別水準別の「検定制度規程」に基づいて、毎年1回以上実施する。
2. 資格審査の期日および必要な事項は、毎年度NPO精管構のホームページ上に公示する。

(委員会と小委員会と作業部会)

第6条

1. NPO精管構は、各種資格審査を実施するためにX線検診精度管理・評価委員会に技術部門検定委員会と読影部門検定委員会を付置する。
2. 技術部門検定委員会に受験申請書類作成管理部会、筆記試験問題作成作業部会、技能検定判定基準作成作業部会、技術部門テキスト作成作業部会、技術部門合否判定小委員会を付置する。
3. 読影部門検定委員会に受験申請書類作成管理部会、試験問題作成作業部会、読影部門テキスト作成作業部会、読影部門合否判定小委員会を付置する。

(証明証と登録)

第7条

1. 技術部門検定委員会と技術部門合否判定小委員会、ならびに読影部門検定委員会と読影部門合否判定小委員会は資格審査の合否を決定し、X線検診精度管理・評価委員会と運営委員会の承認を得た上で、理事長、申請者の所属する支部医師代表と支部技師代表および本部事務局に通知する。
2. NPO精管構本部事務局は、資格審査の合否を申請者に通知する。
3. 各種資格審査に合格した者は、「合格証明証」ないしは「資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。
4. 「合格証明証」の発行と審査資格の登録を希望する者は、NPO精管構本部事務局より所定の合格証明証発行および資格登録申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えてNPO精管構本部事務局に郵送する。
5. 「資格証明証」の発行と審査資格の登録を希望する者は、NPO精管構本部事務局より所定の資格証明証発行および資格登録申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えてNPO精管構本部事務局に郵送する。
6. NPO精管構本部事務局は、「合格証明証」ないしは「資格証明証」、もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行し、NPO精管構に登録する。

(登録手数料と再発行)

第8条

1. NPO精管構は、各種資格審査の証明証発行および登録手数料を定めることができる。
2. NPO精管構は、各種資格審査の証明証の再発行手数料を定めることができる。

(資格の喪失)

第 9 条

1. NPO 精管構に資格を登録された者が次の各号の 1 つに該当するとき、理事長はその資格を取り消すことができる。

- (1) 医師あるいは診療放射線技師あるいは診療エックス線技師の資格を喪失したとき。
- (2) 同一部門の上位資格を取得したとき。
- (3) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- (4) 資格更新が認められなかったとき。
- (5) 資格を取得した本人が辞退したとき。

2. NPO 精管構に資格を登録された者が、部門別水準別の「検定制度規程」の資格喪失要件に該当するとき、理事長はその資格を取り消すことができる。

(義務)

第 10 条

資格を取得した者は、第 1 条の目的を受け、第 2 条の資格審査により NPO 精管構に登録されるものであり、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 胃がん検診、特に胃がん X 線検診の業務に関与すること。
- (2) 胃がん検診、特に胃がん X 線検診の精度安定に努めること。
- (3) 胃がん検診、X 線撮影技術、読影診断に関する研修会や講習会に参加すること。
- (4) 胃がん X 線検診撮影技術の向上と読影精度の向上に努めるとともに、他部門の資格や上位資格を取得するよう研鑽すること。

(附則)

1. この規程は平成 24 年 11 月 18 日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、胃がん X 線検診技術部門資格審査制度規程は廃止する。
3. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度規程 (理事会審議案)

(目的)

第 1 条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 (以下、NPO 精管構) の胃がん X 線検診資格審査制度規程 (以下、資格審査制度規程) に従い、同規程第 2 条に定める資格審査として胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定試験 (以下、読影 B 検定) を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診において、読影または読影の補助に関する知識と学識を有する医師あるいは診療放射線技師、診療エックス線技師の基本的な資質を検定することを目的とする。

(読影 B 検定)

第 2 条

1. NPO 精管構は、資格審査制度規程および本規程および「胃がん X 線検診読影部門 B 資格基準 (以下、読影 B 資格基準)」に従って読影 B 検定を実施し、これに合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定合格証明証 (以下、読影 B 検定合格証明証)」および「胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定資格証明証 (以下、読影 B 検定資格証明証)」を発行する。

2. 前項の「読影 B 検定合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診において基本的な読影ならびに読影の補助に関する知識と学識を有することを証明するものである。

3. 前々項の「読影 B 検定資格証明証」は、胃がん X 線検診において基本的な読影ならびに読影の補助に関する知識と学識を有することを NPO 精管構が独自に公認するものである。

(読影部門 B 資格検定試験実施委員会)

第 3 条

1. 公正かつ円滑な読影 B 検定の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、または支部医師代表と支部技師代表が推薦する基準撮影法指導講師または基準撮影法指導員からなる読影部門 B 資格検定試験実施委員会 (以下、読影 B 検定実施委員会) を、毎年 11 月に設置する。

2. 読影 B 検定実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

3. 読影 B 検定実施委員会は、資格審査制度規程と本規程に従って読影 B 検定を実施する。

4. 読影 B 検定実施委員会は、B 検定資格を取得し登録された者が NPO 精管構のホームページに公表された時点で解散する。

(実施と公示)

第 4 条

1. 読影 B 検定は毎年 1 回以上実施するものとする。

2. 読影 B 検定の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページに公示する。

(受験資格)

第5条

読影B検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 受験を申請する時点で日本国の医師免許証ないしは診療放射線技師免許証ないしは診療エックス線技師免許証を有していること。
- (2) 検定の手続き(第6条の申請書類、第7条の手続きをいう)を満たしていること。

(申請書類)

第6条

1. 技術B検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までにNPO精管構本部事務局に提出するものとする。

- (1) 読影B検定受験申請書
 - (2) 胃X線検査読影状況調査票
 - (3) 受験票
 - (4) 医師免許証の写ないしは診療放射線技師免許証の写ないしは診療エックス線技師免許証の写
 - (5) 資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写
 - (6) 受験票用返信用封筒
2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、技術B検定の受験を認めない。

(手続き)

第7条

1. 読影B検定を受けようとする者は、NPO精管構のホームページ上で受験申請書類を請求する。
2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度7月第2月曜日から4週間とする。
3. 読影B検定を受けようとする者は、NPO精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正1通に資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、NPO精管構本部事務局に郵送する。
4. 申請書類の受付期間は、毎年度8月第2月曜日から3週間とする。
5. いったん納入された資格審査料と資格審査に関する費用は返還しない。
6. NPO精管構本部事務局は申請書類一式の記載事項を点検した後に、読影B検定を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送するとともに、読影B検定の開催地のある支部事務局に対し、読影B検定を受けようとする者の読影B検定受験申請書を一括して郵送する。

(資格審査要件)

第8条

1. 読影B検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請書類一式
 - (2) 胃がんX線検診読影部門B資格講習の受講実績
 - (3) 筆記試験
2. 筆記試験はマークシート形式とし、印刷されたX線写真ないしは画像を見て回答する画像問題と、文章

のみからなる問題文を見て回答する文章問題とする。その出題範囲は、胃がん検診における X 線検査・撮影法・読影法のほか、胃を中心とした解剖や X 線所見用語、胃がん検診に関する統計・集計、癌を中心とした胃疾患の撮影と読影に関連する基本的な臨床・病理学的事項等が含まれる。

(合否判定)

第 9 条

1. 読影 B 検定実施委員会は前条第 3 号の実施結果を読影部門検定委員会に報告する。
2. 読影部門検定委員会は読影部門合否判定小委員会とともに技術 B 検定の合否を判定し、X 線検診精度管理・評価委員会と運営委員会に報告する。

(証明書と登録)

第 10 条

1. 読影部門検定委員会は読影 B 検定の合否結果を、理事長および申請者の住居ないしは勤務地のある支部医師代表と支部技師代表に通知する。
2. NPO 精管構本部事務局は、読影 B 検定の合否を読影 B 検定を受けた者に通知する。
3. 読影 B 検定に合格した者は、当 NPO 法人以外の学術団体や組織に対して技術 B 検定に合格したことを証明する「読影 B 検定合格証明証」ないしは当法人が独自に読影 B 検定に合格したことを証明する「読影 B 検定資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。
4. 「読影 B 検定合格証明証」ないしは「読影 B 検定資格証明証」の発行と読影部門 B 資格の登録を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
5. NPO 精管構本部事務局は、「読影 B 検定合格証明証」ないしは「読影 B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行し、読影 B 検定の資格を取得した者として NPO 精管構に登録する。

(読影 B 検定資格の更新)

第 11 条

1. 読影 B 検定の資格更新は 5 年毎とする。
2. 更新には、読影 B 検定の資格を取得していることを NPO 精管構が証明する読影 B 検定合格証明証ないしは読影 B 検定資格証明証を要する。
3. 更新には、当法人が指定する講習ないしは講習会の受講と検定試験の受験を要する。
4. 更新の合否決定は、読影部門検定委員会が行う。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がん X 線検診技術部門 B 資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間は 1 年ないし 2 年の年度単位とし、最長でも 2 年間を限度とする。
3. 保留期間中は、読影 B 検定資格取得者と呼称することはできない。

4. 保留期間終了後の更新年度から 5 年間で再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は平成 24 年 11 月 18 日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。
3. 平成 24 年度読影 B 検定では第 7 条(手続き)における申請書類の請求期間と受付期間を別途定め、当法人のホームページ上に告示する。